## 令和3年度 美祢市立於福中学校 学校いじめ防止基本方針

平成30年4月策定 (令和元年度一部改訂)

#### はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれ があり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を通した人間関係づくり等の未然防止の取組や、毎学期の教育相談や毎週実施の生活アンケート、生活ノートを通じて生徒とのつながりを深め、いじめの早期発見の取組を進めてきた。

本校では「いじめはどの子どもにも、本校でも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、学校運営協議会、地域協育ネットをはじめとする地域との協働や、いじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「美祢市立於福中学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめとは

#### いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の 人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通 じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じてい るものをいう。(法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。教職員は、いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識をもっていじめに対応する。「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要で、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、いじり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇ 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ 金品をたかられる。
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる子どもがいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている子どもが孤立していることが多く見受けられる。 いじめを受けている子どもから見れば、周りではやしたてる者(観衆)も見て見ぬふりをする者(傍観者)も「いじめている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止めたり、 仲裁したりするなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成するとともに、子どもたち全員がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにすることが大

#### いじめの四層構造

切である。

いじめられている者 (被害者)
いじめている者 (加害者)
周りではやしたてている者 (観衆)
見て見ぬふりをする者 (傍観者)

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、 早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

#### 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

## (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめは人権問題であるとの認識を持ち、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関と連携・協働し、全ての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが必要である。

また、これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について、学校全体に認識を広め、家庭、 地域と一体となった取組を推進するための普及啓発を行う。

#### ○ 学校において

共に学び共に生きる場である学級では、協同的な活動を通して生徒が絆をつくり、教職員は 生徒が自己存在感や充実感を感じられる居場所をつくる。

いじめの発見にあたっては「ヒヤリハット対策」が有効と考えられ、結果として事故に至らなかった小さな事例を集め、その情報を共有化し、重大な事故の発生を防止する。

#### ○ 家庭や地域において

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が生徒としっかりと関わり、 悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、学校運営協議会 やPTA、地域の関係団体等と積極的に協働を図る。

#### ○ 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、

全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

#### ○ 学校において

生徒と向き合う時間を大切にし、生徒の実態をきめ細かく把握する。

- ◇ 朝の会では生徒の「表情·態度・言葉・行動」から小さな変化を見逃さない。
- ◇ 日頃見えない生徒の「人間関係」を見るため、昼休みにも積極的にふれあい、全教職員による生徒観察をする。
- ◇ 気がかりな生徒はその日のうちに対応し、「帰りの会」では、全ての生徒が笑顔で下校できるようにする。

#### ○ 家庭·地域において

生徒の小さな変化や心配な点について、学校と連絡を密にし、学校と協力していじめの早期発見・早期対応に努める。

- ◇ 「子ども見守りアンケート(保護者用)」や連絡帳などを活用して、保護者の目で見た家庭 の子どもの様子を情報として学校へ伝える。
- ◇ 地域の子どもの様子で気になることがあれば、学校へ情報を提供する。

#### 〇 関係機関との連携

教育相談の実施にあたり、「美祢市いじめ110番」(ヤングテレフォン美祢)や「子どもの人権 110番」、「いじめ110番」など、学校以外の相談窓口を生徒や保護者へ適切に周知する。

#### Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

#### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、実働的な組織として活用する。この組織は各取組に対し、評価・ 検証等を行い、恒常的に改善を図る。

#### 〇 小中合同いじめ対策委員会

年間2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時 に必要に応じた委員による緊急会議等

## • 構成

管理職、保護者代表、学校運営協議会委員代表、生徒指導主任、教育相談担当、 学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

#### 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある 生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

#### 〇 生徒理解委員会

毎週の定例職員会議、事案発生時に緊急会議等

#### • 構成

管理職 生徒指導主任 学年主任 学級担任 養護教諭 ※ 必要に応じ、副担任 部活動顧問等を加える。

#### 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある 生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ 週1回アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討(5年間保存)

#### (2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

#### (3)豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、

地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

## 2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

## 未然防止 (いじめの予防)

#### (1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例 研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の 充実に一層努めるとともに、県教委作成の「Fit」(学校適応感を測る客観テスト)を年 間に3回活用するなどの取組を行い、生徒理解に努める。
- ・ 小中高の切れ目のない支援体制を構築するため、小中・中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。

#### (2)教育活動全体を通した取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識(情報モラルを含む) 等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、 学級活動・特別活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動等において、内容・方法等を 工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPY等を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- 課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて自 ら課題を見つけ、主体的に判断し、計画的な活動ができるよう支援する。
- ・ 落ち着かない学級がいじめの母体になることがあるため、問題行動を繰り返す子どもに対 して、支援を行う。
- ・ S C や S S W の介入を早期に行い、学校環境の改善、子どもの情緒の安定及び担任の負担 軽減を目指す。

## (3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼 関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校運営協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議 する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中 心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ 学校運営協議会において、いじめ問題に関する情報を共有し、未然防止についての対策を 協議する。また、いじめに関する課題が生じた場合にも地域全体で取り組むべき事を協議 し、早期解決を目指す。

#### 早期発見(把握しにくいいじめの発見)

#### (1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携 し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職 員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 「いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、いじりやからかいもいじめである」という認識を持ち、生徒の感じる被害性に着目し、必要があれば教職員が対応する。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談アンケートの実施や、教育相談箱の設置により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

#### (2) 家庭・地域との連携

・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のために いじめを解決していく姿勢を明確に示す。

#### 早期対応(現に起こっているいじめへの対応)

#### (1)早期対応のための本校の体制

・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係(時・場所・人・態様等)の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

#### (2) いじめへの対応

- ・ いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじめている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる

生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。

- ・いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒から の申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。いじめ解消の目安は被害者に対する心理的又は物理的な影響が、少なくとも3か月継続していることとする。ただし、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もあるため、「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うとの認識が重要である。いじめが解消している状態に至った上で、関係した生徒の事後の様子を継続的に注視し、被害児童生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。
- ・いじめている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、 いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を 依頼する。

#### (3)地域・関係機関との連携

- 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を 得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」(平成16年4月施行)による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

#### 3 重大事態への対応

#### 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。)(法第28条)
  - ※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる 重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに県教委に 報告し、(法28条) 指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒 の心身の安全の確保を最優先に、を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会(法22条)を母体に調査委員会を 設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を 行う場合もある。

#### 重大事態発生時の報告内容(市教委へ)

- ① 学校名
- ② 対象生徒の氏名、学年、性別
- ③ 欠席期間
- 4) 報告の時点におる対象生徒の状況
- ⑤ 重大事態に該当すると判断した根拠

## Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、保護者とともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

#### (1) 本校の相談窓口

美祢市立於福中学校 代表 0837-56-0018

#### (2) 関係機関等の相談窓口

- 美祢市いじめ110番(ヤングテレフォンみね)0837-52-0400
- こどもの人権110番(山口地方法務局)0120-007-110
- サイバー犯罪対策室(山口県警本部)083-922-8983
- ヤングテレフォン・やまぐち(山口県警本部) 0120-49-5150

- 24時間こどもSOSダイヤル(やまぐち子どもSOSダイヤル)(やまぐち総合教育支援センター) 083-987-1202
- ふれあい総合テレフォン (やまぐち総合教育支援センター) 083-987-1240
- 山口県教育庁行政相談室(教育庁教育政策課) 083-933-4531
- ふれあいメール(やまぐち総合教育支援センター) soudan@center.ysn21.jp
- SC ●● 先生(配置が決定次第お知らせします)

# 令和3年度 美弥市立於福中学校いじめ防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策に関する取組	学校行事等	保護者との連携	外部との連携
4	学校いじめ防止基本方針の共通理解	情報モラル教室	学校いじめ防止基本	学校だより
	全教職員での生徒理解	交通安全教室	方針の周知	学校運営協議会①
	毎週生活アンケート	PTA総会	PTA役員会①	
		授業参観	PTA総会	
5	いじめに関する校内研修	小中合同運動会		学校だより
	毎週生活アンケート	全国学力・学習状況調査		
	いじめ問題対策会議	防災訓練		
	SC			
6	毎週生活アンケート	プール開き 生徒総会	PTA役員会②	学校運営協議会②
	定期教育相談週間①	AED講習会		学校だより
	SC	薬物乱用防止教室		
7	全教職員での生徒理解	進路説明会	保護者会 (全学年)	学校評価アンケート①
	毎週生活アンケート	保護者会	保護者アンケート①	学校だより
	SC (GHP)	夏休み補充学習会		
8	全教職員での生徒理解	職場体験学習	PTA役員会③	職場体験学習
	毎週生活アンケート	(福祉体験学習)	おふく十三夜祭	おふく十三夜祭
	小中合同いじめ問題対策会議	夏休み補充学習会		学校だより
	SC	おふく十三夜祭		
9	全教職員での生徒理解	修学旅行(2・3年生)		学校だより
	毎週生活アンケート			
	SC			
10	いじめ防止・根絶キャンペーン	小中合同文化祭	小中合同文化祭	学校運営協議会③
	毎週生活アンケート	(市ロードレース大会)		学校だより
	SC (GHP)	避難訓練		
11	毎週生活アンケート	進路説明会	人権教育参観日	学校だより
	定期教育相談週間②			於福地区人権教育
	SC (GHP)			推進大会
12	全教職員での生徒理解	校内マラソン大会	保護者会(全学年)	学校だより
	毎週生活アンケート	保護者会		
	SC			
1	全教職員での生徒理解	(全学年習熟度テスト)	保護者アンケート②	学校評価アンケート②
	毎週生活アンケート			学校だより
	SC (GHP)			
2	学校基本方針の見直し	教育相談週間	PTA役員会④	学校運営協議会④
	いじめ問題対策会議			学校だより
	毎週生活アンケート			
	SC			
3	全教職員での生徒理解	卒業式	PTA常任委員会	学校運営協議会⑤
	毎週生活アンケート	修了式	会計監査	学校だより
	SC	離任式		